

韓国のソウル中央地裁は1月8日、韓国人の「慰安婦」被害者12人が日本政府を相手に損害賠償を求めていた裁判で、原告側の訴えを全面的に認め、日本政府に1人当たり1億ウォン(約950万円)を賠償するよう命じる判決を言い渡しました。決議案は、この判決を「主権免除の原則に明らかに反する常軌を逸したもの」と批判し、韓国が国際法違反を是正する具体的な措置をとることを求めています。

この問題について日本共産党は、国際法に照らして、戦争被害について個人の請求権は認められていると考えます。戦争被害は、被害当事者がいかに救済されるかが基本であって、「救済されていない」という訴えがあるときに、「問題は解決済みだ」と言ってはねつけることはあってはならない。いかに応えるかという立場で、日本政府は韓国政府と協議すべきだと考えます。

日本帝国主義は、1931年、中国の東北部への侵略戦争を、1937年には中国への全面侵略戦争を開始して、第二次世界大戦に道を開く最初の侵略国家となりました。1940年、ヨーロッパにおけるドイツ、イタリアのファシズム国家と軍事同盟を結成し、1941年には、中国侵略の戦争をアジア・太平洋全域に拡大して、第二次世界大戦の推進者となりました。侵略戦争は、2千万人をこえるアジア諸国民と3百万人をこえる日本国民の生命を奪いました。他のすべての政党が侵略と戦争、反動の流れに合流するなかで、日本共産党は弾圧に屈することなく平和と民主主義の旗を掲げ続け、侵略戦争と植民地支配に命がけで反対を貫きました。

朝鮮に対する植民地支配は1910年の韓国「併合」から36年間に及びます。日本軍「慰安婦」問題は、この植民地支配と侵略戦争のもとで行われました。朝鮮近現代史専門の藤永壯大阪産業大学教授はその実態を以下のように告発しています。

1916年に日本の植民地権力によって、朝鮮全域で統一的に公娼制度が実施され、ほぼ同時期に朝鮮人の接客女性が満州へ移動する現象が始まりました。日本軍が「慰安所」という名称を使用しはじめたのは、1931年の満州事変を起点とする15年戦争の時期で、1932年の第1次上海事変の際に海軍が慰安所を設置。これにならって上海では陸軍も慰安所をつくった。日本の影響

力が増大した上海ではその後、朝鮮人接客女性が急増し、やがて海軍慰安所にも朝鮮人「慰安婦」が現れる。このころには満州の各地でも、日本軍による性的「慰安」施設がつくられ、朝鮮人女性が従業させられた。1937年に日中戦争が全面化すると、日本軍兵士が中国人女性を強姦する事件が多発し、日本軍は強姦防止や性病対策のため、陸軍中央の承認のもとで占領地に慰安所を大量に設置。中国各地につくられた慰安所に、多数の朝鮮人「慰安婦」が送り込まれた。朝鮮総督府の警察機構は女性に中国への渡航証明書を発行し、朝鮮からの「慰安婦」動員をサポートした。41年7月の関東軍特種演習にあたっては、関東軍の依頼で朝鮮総督府が少なくとも3000人の「慰安婦」を集めて満州へ送った。そして戦地へ動員された女性への性的虐待を内容とするうわさが、朝鮮の中で広まっていった。1941年12月、アジア太平洋戦争が始まると、陸軍省は自ら慰安所の設置に乗り出す。日本軍が占領した東南アジアや太平洋島嶼(とうしょ)地域にも慰安所が設置され、朝鮮人「慰安婦」が動員された。藤永氏は、「なによりも、朝鮮が日本の植民地であったからこそ、多くの未成年者を含む朝鮮人「慰安婦」の動員が可能だった」と告発しています。

日韓関係の懸案とされる日本軍「慰安婦」問題の本質は、植民地支配と侵略戦争のもとで、性暴力を受けた被害女性の尊厳を回復する人権問題です。今回の判決もこの考え方に沿っています。

決議案では、「主権国家は他国の裁判権に服さないという、国際司法裁判所判決でも示されている国際法上の主権免除の原則に明らかに反する常軌を逸したもの」としています。しかし、主権免除論は、すでに19世紀から例外を認めており、国際秩序の変動に伴い絶えず修正され、例外が拡大されてきています。重大な人権侵害の最後の救済手段が被害者国での裁判である場合は、主権免除の例外になるという主張が欧州の複数の判決で認められてきています。「人権救済のためには主権免除を認めるべきでない」という国際的な流れを踏まえれば、今回の判決が「常軌を逸したもの」というのはあたりません。

次に、決議案では慰安婦問題は 1965 年の日韓請求権協定で「完全にかつ最終的に解決した」ことが確認されているとしていますが、この協定によって、日韓両国間での請求権の問題が解決済みだとしても、被害にあった個々の人たちの請求権までを消滅させることはできません。そのことは、日本政府が国会答弁などで公式に繰り返し表明してきたことです。日本政府だけでなく、日本の最高裁、韓国政府、韓国の大法院の4者が、いずれも、被害者個人の請求権の存在は認めています。国家間の請求権と個人の請求権をきちんと分けた冷静な議論が必要です。また、「日韓請求権協定」の交渉過程でも、日本政府は植民地支配の不法性を認めず、謝罪もしていません。韓国大法院は、こうしたもとで結ばれた「請求権協定」が、強制動員された被害者の慰謝料を請求する権利までは否定していないとしています。

次に、2015 年 12 月の日韓外相会談での合意において「最終的かつ不可逆的な解決」が日韓両政府間で確認されているという問題です。この合意には、元「慰安婦」はもとより、韓国社会全体からの批判が続いています。すべての「慰安婦」被害者が人間としての尊厳を回復してこそ真の解決です。そのために日本政府は韓国政府と協力して誠実に力を尽くすべきです。今回の裁判の原告の一人であるイ・オクソンさんは 16 歳のとき朝鮮半島東南部・ウルサンで日本人と朝鮮人の2人組の男にトラックに押し込められ、中国の慰安所に連れて行かれました。性奴隷とされ、一日に何人もの軍人を相手にさせられました。彼女は「日韓合意」直後に来日し、記者会見で右手を振りかざし、「ここに刀で刺された傷がある。足にもある。慰安所は死刑場のようなだった」と話し、怒りの涙を見せました。被害者たちは、30 年に及ぶたたかいの中で日本政府に、①事実と責任を認めたいうえでの謝罪②謝罪の証としての賠償③真相究明④事実の継承と再発防止措置を求めてきました。そうした被害者の願いに十分向き合うことなく、国家間の合意だけで解決しようとしてきたが故に、真の解決になりませんでした。

日本政府には「慰安婦」制度を作った第一義的責任があります。韓国政府を一方的に責めるのではなく、きちんと話し合いの場につき、被害者の願いと国際的な人権保障水準にかなう解決に向けた協議が行われるべきです。

日本が過去におこした侵略戦争と植民地支配の歴史にどう向き合うかは、国際社会とりわけアジア諸国との関係で、たえず日本が問われ続ける課題です。日韓関係悪化の根底にある「徴用工」や日本軍「慰安婦」などの歴史問題は、過去の植民地支配への真摯な反省の立場を土台にしてこそ解決の道が開かれます。こうした立場を踏まえないこの決議案は、日本と韓国との「和解と友好」の実現の方向に背くものであり、賛成できません。以上の見地を表明して反対討論を終わります。